

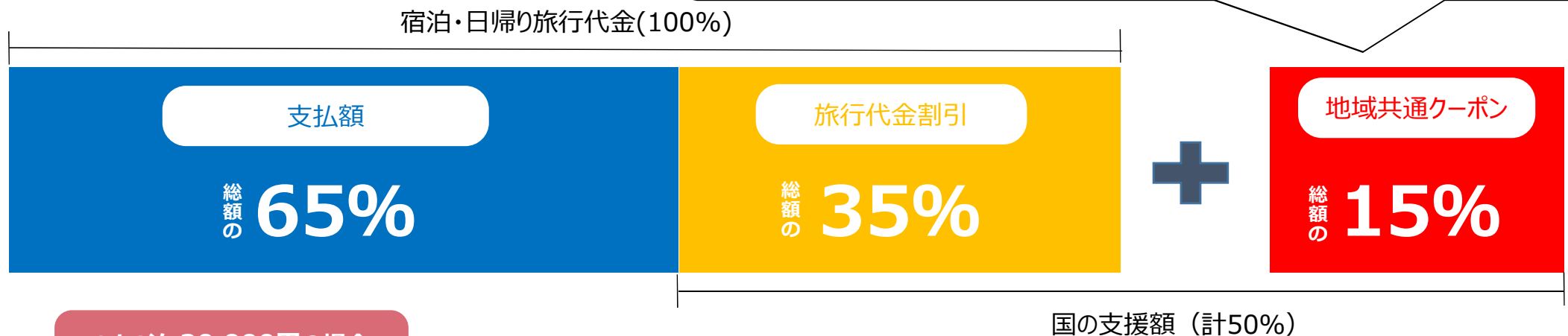
Go To トラベル事業

Go To トラベル事業の概要

失われた旅行需要の回復や旅行中における地域の観光関連消費の喚起を図るとともに、ウィズコロナの時代における「安全で安心な旅のスタイル」を普及・定着させる。

- 国内旅行を対象に宿泊・日帰り旅行代金の35%を割引（7月22日から開始）
- 加えて、宿泊・日帰り旅行代金の15%相当分の旅行先で使える地域共通クーポンを付与（10月1日から開始予定）
- 国の支援額（旅行代金割引＋地域共通クーポン）は、1人1泊あたり2万円が上限（日帰り旅行は、1万円が上限）
- 連泊制限や利用回数の制限なし

・旅行先の都道府県＋隣接都道府県の土産物店、飲食店、観光施設、アクティビティ、交通機関などにおいて、旅行期間中に限り使用可能
・1枚1,000円単位で発行する紙クーポン（商品券）と電子クーポン



1人1泊 20,000円の場合



20,000円の
旅行商品を選ぶ



支払額は13,000円
(旅行代金割引は7,000円)



地域共通クーポンによる還元
3,000円（旅行代金の15%）

支援額の例

○具体的な利用イメージ

① 1人で1泊2万円の場合

旅行代金/宿泊代金

20,000円

支援額

旅行代金の1/2相当額
10,000円

(支援額上限は1人1泊2万円)

支援額の内訳

地域共通クーポン : 3,000円

旅行代金割引 : 7,000円

② 1人で1泊5万円の場合

旅行代金/宿泊代金

50,000円

支援額

支援額上限は1人1泊
20,000円

(旅行代金の1/2相当額は2万5千円)

支援額の内訳

地域共通クーポン : 6,000円

旅行代金割引 : 14,000円

割引対象となる旅行商品

宿泊旅行の場合

..... 割引対象範囲

個人旅行（家族旅行含む）



申し込み



旅行代理店・
予約サイト経由で



（中小旅行業者含む）

宿泊施設に直接



（直販予約システム等）
※第三者機関が旅行者の
予約記録等を管理することが必要。

① 宿泊（※）+ 交通機関等のセットプラン

宿泊+航空・鉄道・バス・旅客船・タクシー・高速道路等



+



高速道路



航空



鉄道



タクシー



バス



旅客船

※性風俗関連特殊営業を営む宿泊施設を除く
※宿泊と交通機関等がセットになった商品の場合は、交通機関等も割引対象。

② 宿泊のみ

（※個人で手配する交通は割引対象外）



+



高速道路



航空



鉄道



タクシー

割引対象外

※高速道路料金のみや、交通機関のみは割引対象外。

③ 宿泊に準ずるもの

クルーズ・夜行フェリー・寝台列車
※座席のみとみなされるものを除く

団体旅行



申し込み



旅行代理店・
予約サイト経由、
宿泊施設に直接



（中小旅行業者含む）（直販予約システム等）

例① 修学旅行



※宿泊施設が、宿泊サービスと交通サービスをセットで商品販売する場合は、原則として旅行業の登録が必要。³

例② 職場旅行



割引対象となる旅行商品

日帰り旅行の場合

 割引対象範囲

- 往復の乗車券等の移動+ **旅行先での消費となる** 食事や観光体験等とのセットプランが対象。

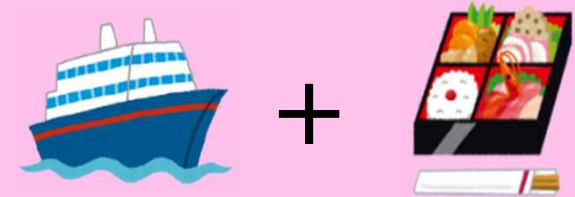
個人旅行（家族旅行含む） ・ 団体旅行

例：往復交通+α

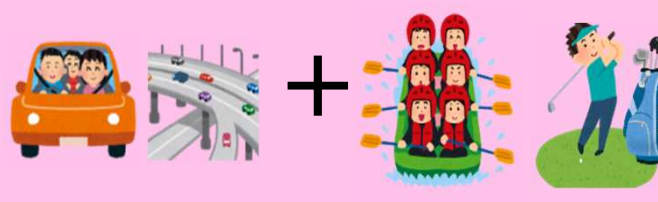
往復乗車券+日帰り温泉券



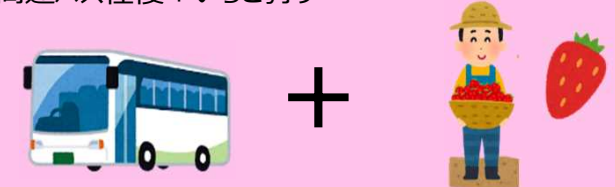
往復乗船券+旅行先でのランチ



高速道路周遊パス+体験型アクティビティ



高速バス往復+いちご狩り



往復航空券+体験型アクティビティ



地域周遊きっぷ+うどん店めぐり券



※地域周遊きっぷは往復の乗車券等を組み合わせたものであることが必要。

旅行代理店・
予約サイト経由で



(中小旅行業者含む)

〔旅行業登録を受けた交通事
業者が販売する場合を含む〕

申し込み

旅行者による利用イメージ①

例) 1泊2食付き1人2万円の温泉旅館に宿泊する場合

宿泊施設

旅行者

地域共通クーポン取扱店舗 (旅行先の土産物店、飲食店、 観光施設、アクティビティ、交通機関など)

①宿泊予約

(宿泊施設に直接、旅行代理店・予約サイト経由)

支援額 (代金の2分の1相当額)

②旅行代金割引

支援額の7割程度

= 7,000円分

(※旅行者は13,000円支払)

③地域共通クーポン配布

支援額の3割程度

= 3,000円分

④地域共通 クーポン利用

土産物店



飲食店



観光施設



交通機関



旅行者による利用イメージ②

例) 2泊3日 1人10万円のツアー旅行（往復の交通費、宿泊費等込み）に参加する場合

旅行業者

※ 1人1泊あたり2万円が支援額の上限
→ 2泊では4万円の支援

①旅行商品予約

支援額（支援額の上限を適用）

②旅行代金割引

支援額の7割程度

= 28,000円分※

（※旅行者は72,000円支払）

③地域共通クーポン配布

支援額の3割程度

= 12,000円分※

旅行者

地域共通クーポン取扱店舗
（旅行先の土産物店、飲食店、
観光施設、アクティビティ、交通機関など）

土産物店



飲食店



観光施設



交通機関



④地域共通 クーポン利用

旅行者による利用イメージ③

例) 1人 **3万円**の日帰り旅行（往復の交通費＋食事や観光体験等）に参加する場合

旅行業者



※ 1人あたり1万円が支援額の上限

①旅行商品予約

支援額（支援額の上限を適用）

②旅行代金割引

支援額の7割程度

= 7,000円分※

（※旅行者は23,000円支払）

③地域共通クーポン配布

支援額の3割程度

= 3,000円分※

旅行者



地域共通クーポン取扱店舗 （旅行先の土産物店、飲食店、 観光施設、アクティビティ、交通機関など）

土産物店



飲食店



観光施設



交通機関



④地域共通 クーポン利用

地域共通クーポンの概要

○ 地域共通クーポンについて

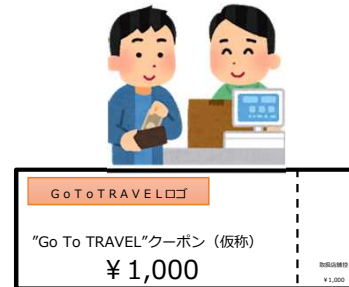
- ・ 地域共通クーポンについては、10月1日以降に開始する旅行から配布を開始
- ・ お渡しする地域共通クーポンは、旅行代金の15%（代金の1 / 2 相当額 × 3 割）（※）。
※ 1 枚1,000円単位で発行する商品券。お釣りなし。（1,000円未満の端数が生じる場合は四捨五入。端数が500円以上の場合は1000円のクーポンが付与。）
- ・ 旅行先の都道府県 + 隣接都道府県において、旅行期間中に限って使用可能。

地域クーポン利用イメージ



地域共通クーポン提示、
商品・サービス購入に利用

①紙媒体のクーポン（商品券）



②電子媒体のクーポン



地域共通クーポン取扱店舗（※）

（旅行先の土産物店、飲食店、観光施設、
アクティビティ、交通機関など）

土産物店



飲食店



観光施設



交通機関



※ 地域の観光協会や観光地域づくり法人
（DMO）・商工会・商工会議所等を通じて、
地域の店舗の参加・登録を呼びかけ。8

旅行需要の平準化に向けた取組

- ・ 旅行需要の平準化のため、事業のプロモーション等において、夏季等における休暇の分散取得、有給休暇の積極的取得、ワーケーション、滞在型旅行の促進等を広報周知。

【イメージ】

休暇取得の分散化
・ 滞在型旅行の促進

7月22日
(水) 事業開始

旅行・宿泊

夏

秋

冬

春



今後の取扱いについて（東京都関係）

- Go To トラベル事業開始時（7月22日）より支援の対象外としていた、**東京都を目的地とした旅行と東京都に居住する方の旅行**について、現下の感染状況等に鑑み、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室とも調整し、以下のような取扱いとしたい。

これにより、他の道府県と同じ取扱いとなる。

- ① **東京都が目的地となっている旅行について、東京都内の旅行も含めて、10月1日以降に開始する旅行から、Go To トラベル事業の対象とする。**
- ② **東京都に居住する方の旅行についても、同様に、10月1日以降に開始する旅行から、Go To トラベル事業の対象とする。**

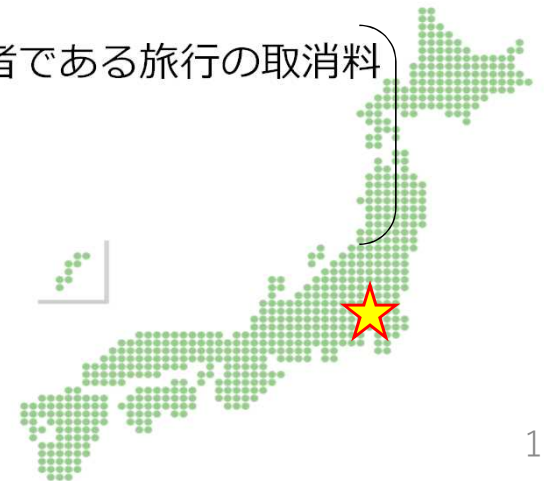
- 万が一、10月1日までに感染状況の著しい拡大があり、東京都の感染の状況がステージ3以上に引き上げられるなどの動きが出てきた場合には、政府全体の方針に基づき、東京発着の旅行の追加を延期するかどうかの判断を行うことといたします。

GoToトラベル事業のキャンセル料の取扱いについて

○ キャンセル料の取扱いの方針について

- 東京都を目的地とする旅行と東京都に在住している方の旅行について、**7月10日（金）～7月17日（金）までの間**に予約した旅行者は、キャンセル時に**キャンセル料を支払わなくとも良い**こととし、キャンセル料を収受しないよう、旅行業者等に要請。
- 既にキャンセル料を支払った旅行者は旅行業者等に**返金を求めることが可能**。
- 旅行業者等に**負担が生じる場合には、GoToトラベル事業の予算で対応**することとする。
- 以下の**4つの条件を全て満たすもの**が対象。

旅行の目的地（宿泊地）が東京である、または旅行の代表者又は同行者が東京居住者である旅行の取消料
予約日：2020年7月10日から2020年7月17日の間に予約したもの
取消日：2020年7月17日から2020年9月30日の間に取消したもの
出発日：2020年7月22日以降の出発
- 上記の条件を全て満たす旅行の取消を行っていない旅行者は、**9月30日までに、ご予約された旅行業者等に申し出が必要**。



還付の申請手続き

○ 旅行後に割引分の還付を申請する場合の流れ 【令和2年8月14日(金)～令和2年9月14日(月)】

- (1) 宿泊施設へ直接予約手続きを行い、宿泊施設でお支払いされた場合
または予約サイト等で予約手続きを行い、宿泊施設でお支払いされた場合

→**旅行者から事務局へ申請**（以下の書類を事務局に郵送又はオンラインで提出。）

- ・ 申請書（様式は事務局ホームページ・宿泊施設等で入手）
- ・ 支払内訳がわかる書類（支払内訳書、支払内訳が記載された領収書等）
- ・ 宿泊証明書（宿泊時に宿泊施設から入手）
- ・ 口座確認書
- ・ 口座番号を確認できる書類（通帳の写し、キャッシュカードの写し等）
- ・ 代表者の居住地が確認できる書類（免許証の写し、健康保険証の写し等）
- ・ 同行者居住地証明書

- (2) 旅行業者等を通じた予約で、旅行前にお支払いされた場合

→**旅行業者等を経由して割引分を還付**

※旅行者の方はお支払いされた旅行業者等にお問い合わせください。



旅行者 ➡ 事務局

（郵送又はオンラインで提出）

感染拡大防止に当たっての「参加条件」等について

参加事業者（旅行業者、宿泊事業者等）

- 本事業に参加する旅行業者・宿泊業者に対し、参加登録の申請の際に、以下の「参加条件」を満たすことを要求。
 - ・チェックインに際しては、直接の対面を避けるなど、感染予防策を講じた上で旅行者全員に検温と本人確認を実施。
 - ・旅行者に検温等の体調チェックを実施し、発熱がある場合や風邪症状がみられる場合には、週末も含め最寄りの保健所又は帰国者・接触者相談センターの指示を仰ぎ、適切な対応をとること。
 - ・浴場や飲食施設等の共用施設の利用について、人数制限や時間制限などを設け、3密対策を徹底すること。
 - ・ピュッフェ方式において、食事の個別提供、従業員による取り分け、もしくは個別のお客様専用トングや箸等を用意し共用を避けるなど料理の提供方法を工夫し、また、座席の間隔を離すなど、食事の際の三密対策を徹底。
 - ・客室、エレベーターなどの共用スペース等の消毒・換気を徹底すること。
 - ・「参加条件」を徹底・実施している旨をホームページやフロントでの掲示等で対外的に公表すること。
 - ・旅行商品の予約・購入時や宿泊施設でのチェックインの際等に、旅行者が順守すべき事項を周知徹底する。また、若者の団体旅行、重症化しやすい高齢者の団体旅行、大人数の宴会を伴う旅行は一般的にリスクが高いと考えられるため控えることが望ましい。ただし、それだけをもって一律に支援の対象外とするものではなく、実施する場合には、修学旅行・教育旅行などのように、着実な感染防止対策が講じられることを前提に、適切に旅行が実施されるべきことを周知徹底する。
- 登録を受けた事業者が上記「参加条件」を満たしていない場合、登録を取消すこととする。

旅行者

- 参加に際し、旅行者に対し、以下の事項を周知徹底。
 - ・旅行前には、検温等の体調チェックを実施し、発熱がある場合や風邪症状がみられる場合には、旅行を控える。また、接触確認アプリを積極的に利用する。
 - ・旅行中には、「新しい旅のエチケット」を実施。3密が発生する場や施設等には行かない、利用しない。大声を出すような行為も控える。
 - ・検温、本人確認、三密対策はじめ、その他感染予防に関する従業員の指示に協力すること。協力しない場合、キャンペーンの利用を認めないこととする。
 - ・若者の団体旅行、重症化しやすい高齢者の団体旅行、大人数の宴会を伴う旅行は一般的にリスクが高いと考えられるため控えることが望ましい。ただし、それだけをもって一律に支援の対象外となるわけではなく、実施する場合には、修学旅行・教育旅行などのように、着実な感染防止対策が講じられることを前提に、適切な旅行をすること。

移動中の対策

- 移動中における対策につき、下記の通り実施。
 - ・鉄道、バス、タクシー、航空等における換気・消毒の実施、利用者に対するマスク着用の呼びかけなど、業種別の感染拡大防止対策ガイドラインの徹底（感染数が少ない観光地等においても、他地域からの旅行者を見込んで対策を徹底）。
 - ・さらに、空港におけるサーモグラフィーによる体温確認を実施。



業界別ガイドラインと新しい生活様式に適合した「新しい旅のエチケット」の普及

○本事業において「新しい旅のエチケット」の更なる利用者への周知を**実施**。

○旅行者が安全安心に旅行できる環境を整備するため、

- ・ 宿泊・旅行業者等の観光関連事業者が作成された感染拡大予防ガイドラインの**実施の徹底**をお願いする。
- ・ 旅行者自身が感染防止のために留意すべき事項の浸透を図る。

○業界別ガイドライン

- ・ 5/14以降、業界団体が感染症専門家に助言を受けながら作成。（国は指導・助言）
- ・ 各エリア・場面ごとにおける留意点、対策等を規定。
- ・ 最新の状況・知見等に対応して随時見直していく。

【宿泊関係業界】

作成主体：日本ホテル協会、全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会、日本旅館協会、全日本シティホテル連盟

【旅行関係業界】

作成主体：日本旅行業協会、全国旅行業協会

【貸切バス】

作成主体：貸切バス旅行連絡会（日本バス協会、日本旅行業協会、全国旅行業協会）

【タクシー】

作成主体：全国ハイヤー・タクシー連合会等

○旅行者向け「新しい旅のエチケット」

- ・ 6/19に、旅行者視点での感染防止の留意点等をまとめた「新しい旅のエチケット」（発行元：旅行連絡会※、協力：国土交通省・観光庁）を公表。

※旅行連絡会…交通機関や宿泊・観光施設等の旅行関係業界の業界団体等で構成

- ・ 旅行連絡会加入団体等より、HP・ポスター掲示・チラシ配布等により旅行者へ周知を実施。

(例)

